

提供日 2023/2/27
タイトル 監査結果の公表（令和4年度第4回）
担当 監査委員事務局監査課
連絡先 監査班
TEL 054-221-2296



Shizuoka Prefecture

監査委員は、令和4年11月2日から5年1月26日までに実施した定期監査等の監査結果を公表する。
今回の定期監査等の公表は、令和4年度第4回である。

1 定期監査等

(1) 監査の実施時期

令和4年11月2日から5年1月26日までに実施した定期監査等

(2) 監査対象箇所

定期監査 77機関（出先77機関）

随時監査 1機関（本庁1機関）

財政的援助団体等監査 14機関

(3) 監査結果

ア 指摘等のあった機関 8機関

イ 指摘等件数 8件

（ア）指 摘 2件

（イ）注 意 5件

（ウ）意 見 1件

2 指摘等の内容（用語の説明は4頁）

別紙「監査結果の概要」のとおり

3 今回の公表事案の特記事項

監査結果の合計は8件で、昨年同時期と比べ5件増加した。監査結果の中で重大な法令違反などの不適切な事項に該当する「指摘」は1件増加し、指摘の次に重い「注意」は3件増加した。

また、事務処理の見直しなどに対する「意見」は1件増加した。

| 年度 | 実施箇所 | 指摘 | 注意 | 意見 | 計 |
|------------|------|----|----|----|----|
| R4 (11～1月) | 92箇所 | 2件 | 5件 | 1件 | 8件 |
| R3 (11～1月) | 98箇所 | 1件 | 2件 | — | 3件 |
| 増減 | △6箇所 | 1件 | 3件 | 1件 | 5件 |

監査結果の概要

【定期監査】

| 監査箇所 | 区分 | 概要 | |
|----------------------|----|----|--|
| 静岡財務事務所 | 注意 | 件名 | 不動産取得税の買取再販に係る減額制度の適用誤り |
| | | 内容 | 静岡財務事務所は、令和3年度及び4年度に、不動産取得税の買取再販（土地）に係る減額制度の適用を8件（3者）誤り、計832,500円の追加徴収を発生させた。 |
| 埋蔵文化財センター | 注意 | 件名 | 業務委託における変更契約の未実施及び不適切な契約事務 |
| | | 内容 | 埋蔵文化財センターは、令和3年度に実施したアスベスト他含有調査業務委託において、アスベスト定性分析と定量分析が一体となった設計単価で契約した。そのため、定性分析を実施した5検体のうち、不検出となった4検体の定量分析を実施しなかったにもかかわらず、減額の変更契約を行わなかった。 また、契約書に設計書が添付されていなかった。 |
| 吉原林間学園 | 指摘 | 件名 | 不適切な個人情報の取扱い及び流出 |
| | | 内容 | 吉原林間学園は、静岡県情報セキュリティ対策基準に反して個人情報を含む心理検査報告書1件をメールに添付して送信し、送信先のメールアドレスを誤ったことにより31者に個人情報を流出させた。 流出した情報は、受診児童1人の氏名、生年月日及び要配慮個人情報であった。 |
| 工業技術研究所 浜松工業技術支援センター | 注意 | 件名 | 建設工事における不適切な監督・検査業務 |
| | | 内容 | 浜松工業技術支援センターは、令和3年度に実施した空調設備更新工事において、監督・検査業務が適切でなく、特記仕様書に明示した耐震支持が施工されていないことに気が付かないまま、完成検査で合格としていた。 |
| 農林技術研究所 森林・林業研究センター | 指摘 | 件名 | 無登録農薬を使用して生産したヒノキ種子の不適切な取扱い |
| | | 内容 | 農林技術研究所森林・林業研究センターは、研究目的で、西部農林事務所が本来、販売するために育成するヒノキ母樹の一部を借り受け、無登録農薬（着花促進剤）を散布し、種子を生産した。 無登録農薬を使用して生産した種子は、販売や譲渡が禁じられているため、適切に保管するか処分すべきであったが、農林技術研究所森林・林業研究センターは、その認識がなかったことから、西部農林事務所にもそのことを伝えることなく生産した種子を西部農林事務所に渡し、西部農林事務所は、その種子を苗木生産者に販売した。このため、販売を禁じられている種子から育成された苗木等を回収することになり、苗木生産者に2,909,240円の賠償を行った。 |
| 熱海土木事務所 | 注意 | 件名 | 海岸占用料の算定誤り |
| | | 内容 | 熱海土木事務所は、平成27年度から令和2年度までの間、海岸占用料の算定を誤り、徴収不足10件426,020円が発生した。 |
| 熱海高等学校 | 注意 | 件名 | 建設工事における不適切な設計 |
| | | 内容 | 熱海高等学校は、令和3年度に実施したフェンス更新工事において、風荷重による転倒に対する安全性を満足しない不適切な設計を行い、これに基づき施工した。 |

【随時監査】

| 監査箇所 | 区分 | 概要 | |
|------------|----|----|--|
| 警察本部総務部施設課 | 意見 | 件名 | 警察施設における設計、工事段階での安全対策の徹底 |
| | | 内容 | <p>浜松西警察署敷地内の射撃場で、訓練中に発射されたとみられる射撃弾が外壁を貫通する事故が発生しました。</p> <p>警察本部では、原因として、バックストップによる防弾カバーの範囲が十分でなかったこと、鉄筋コンクリート造となっていなかったことが判明しており、施設の設計、計画等の各段階において関係者間の情報共有が十分でなかったことが背景にあるとしています。</p> <p>現在、移転建替え中の大仁警察署において、県内3か所目となる射撃場を建設中ではありますが、二度とこのような事故が起こらないよう、浜松西警察署の射撃場とともに、安全が十分に確保された施設にしてください。</p> <p>さらに、今回の事故を教訓として、今後の警察施設の整備においても、県民が安全、安心な生活を実感できるような施設となるように設計、工事を実施してください。</p> |

参 考

監査結果における指摘・注意・意見について

監査委員事務局

| 項 目 | 内 容 |
|-----|--|
| 指 摘 | 次に掲げる事項に該当し、その程度が著しいもの及びその他指摘すべき重大な事項 ・ 法令・条例・規則に違反している事項 ・ 収入確保に適切な措置を要する事項 ・ 予算を目的外に支出している事項 ・ 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項 ・ 既に注意したもので是正又は改善されていない事項 |
| 注 意 | 指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項、その他特に注意すべき事項 |
| 意 見 | 組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める事項 |